

平成 2 2 年度

土地改良事業計画設計基準

計画「農業用水（水田）」
基準（案）

平成 2 2 年 4 月 2 0 日

土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水（水田）」 基準（案）

第 1 章 総 論

1.1 目的

この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、水田かんがいを中心とする農業用水の確保・利用を行うための土地改良事業計画（以下「事業計画」という。）を作成する際に必要となる基本的事項を定め、もって土地改良事業（以下「事業」という。）の適正かつ効率的な施行に資することを目的とする。

1.2 基本的考え方

事業計画の作成に当たっては、必要な調査を通じて地域の自然的、社会的及び経済的な特性を考慮した上で、地域営農の展開方向に即した農業用水及び水利システムを確保・利用できるようにするとともに、経済的かつ効率的なものとなるよう検討を行うものとする。

その際、施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等について検討するとともに、環境との調和に配慮しつつ、農業・農村が有する多面的な機能の発揮にも留意し、総合的な観点から検討を行うものとする。

第 2 章 調 査

2.1 基本的考え方

調査の実施に当たっては、事業の規模等を勘案しつつ、地域の特性が適正かつ合理的に反映された事業計画が作成されるよう適切に調査を行うものとする。

2.2 概査

概査は、事業の必要性、可能性及び妥当性についての検討資料を得るとともに、事業の基本構想を策定するために行うものとする。

2.3 精査

精査は、基本構想に即して、事業計画を構成する個々の計画を策定するために行うものとする。

第 3 章 計 画

3.1 事業計画の作成の手順

事業計画は、概査の結果に基づいて基本構想を策定し、次に精査の結果に基づいて基本計画、施設計画及び管理運営計画を策定した後、相互に関連するこれらの計画について総合評価を行った上で、全体を調整して作成するものとする。

3.2 基本構想

基本構想は、概査の結果に基づき、事業計画の基本となる受益地区、営農・土地利用計画、用水計画、水源計画、主要施設計画、環境との調和への配慮事項等について、総合的な検討を通じて概定するものとする。

3.3 基本計画

基本計画は、精査の結果に基づき、受益地区、営農・土地利用計画、用水計画、水源計画及び環境との調和への配慮に係る計画について、基本構想に即しつつ総合的な検討を通じて策定するものとする。

3.4 施設計画

施設計画は、用水計画及び水源計画に基づき、水利システムを構成する貯水施設、取水施設、送配水施設、調整施設及び管理制御施設について、位置、形式、主要諸元、概算事業費等を定めるものとする。

施設計画の作成に当たっては、施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等について検討するとともに、各々の施設が安全性、機能性、経済性等の諸条件を満たすようにし、水利システム全体の調和にも配慮したものとなるようにするものとする。

3.5 管理運営計画

管理運営計画は、基本計画及び施設計画に基づき、管理運営組織、管理制御方法等について、一体的に検討して定めるものとする。

3.6 事業計画の評価

事業計画の評価は、事業の実施により見込まれる効果及び事業費を算定して事業効果の分析を行うとともに、事業計画全体の経済性及び妥当性について総合的に行うものとする。